

# 「業務改善助成金特例コース」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい  
中小企業事業者を支援する助成金がありました

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

■申請期限：令和4年3月31日まで

※賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

## ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

## 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りです。）

## 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

## 助成額・助成率

助成額

助成率

最大100万円

3/4

※対象経費の合計額×補助率3/4

## 助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

|                    |                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------|
| A 生産性向上等に資する設備投資 等 | 機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など<br>※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象 |
| B 関連する経費※          | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など                                 |

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 特例コースの活用

### ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
（締切は令和4年3月31日（木））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み※2を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。  
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

### 助成額の上限

| 上限額 | 引き上げ労働者数 | 1人    | 30万円  |
|-----|----------|-------|-------|
|     |          | 2人～3人 | 50万円  |
|     |          | 4人～6人 | 70万円  |
|     |          | 7人以上  | 100万円 |

■ 助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

### 特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

|                   | デリバリーサービスを拡大                                                   | サテライトオフィスを設置                                               |
|-------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| A 生産性向上等に役立つ設備投資等 | 飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入                 | サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入            |
| B 関連する経費          | これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施 | テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備 |
| 成果                | 配達効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上                         | オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上       |

### お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：03（6388）6155（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。